

スイスにおけるヘッジ会計の動向

Die Tendenzen der Hedge Rechnungslegung in der Schweizerische Eidgenossenschaft

本田 良巳
Yoshimi Honda

《要 旨》

昨今、国際会計基準委員会、財務会計基準審議会等にみられるように、金融商品を廻る議論は内外で活発に行われている。本稿は国際資本市場として確固たる地位を築くスイスのデリバティブ、ヘッジ会計の動向を C.R.Schmidt の所説に基づき、検討している。C.R.Schmidt の所説の特徴は経済的に合理的なリスク構造に指向する貸借対照表上の写像の要請からヘッジ会計の問題に取り組む点にある。

C.R.Schmidt はデリバティブにおいて重要である市場リスクをまず、規定し、市場リスクを減少するためのヘッジ戦略を示している。また、ヘッジ取引をマイクロ、ポートフォリオ、マクロの三つのレベルで捉え、ヘッジレベルとヘッジ対象である有高ヘッジ、先取りヘッジ、戦略的ヘッジとの関連を明らかにしている（「表1」参照）。本稿ではさらに、三つのヘッジレベルのうちマイクロヘッジに限り、ヘッジ会計の方法を説明している。

I はじめに

簿記上、取引とは資産・負債・資本の変動を伴う取引をいい、売買契約や賃貸借契約等は資産・負債・資本の変動を伴わないことから簿記上、取引でない。先物契約やオプションも同様、簿記上の取引でなく、記録の対象とされてこなかった。しかし、先物・オプション等からの巨額の損失の発生は最近、新聞報道等でもよくみかけられる。

「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」によれば、金融商品とは「現金預金、金銭債権債務、有価証券、デリバティブ取引により生じる正味の債権債務等の具体的な資産負債項目」を

いい、「最近の金融・証券市場のグローバル化や企業の経営環境の変化等に対応していくためには、注記による時価情報の提供にとどまらず、金融商品そのものの時価評価に係る会計処理をはじめ、新たに開発された金融商品や取引手法等についての会計処理の基準の整備が必要とされる状況にたち至っている。」⁽¹⁾

ところで、デリバティブは先物、スワップ、オプションなどを駆使したハイテク商品の総称であるが、「取引目的という観点から、デリバティブは投機（トレーディング）目的とヘッジ目的とに大別される。前者は短期的利ざやの獲得に主たるウエイトを置くのに対し、後者はリスク・エクスポージャの削減・管理に主たる目的をもつ。デリバティブはもともとリスク・ヘッジの手段として開発された商品であるが、市場の整備・拡充化に伴い、それが一人歩きするようになり、投機目的として利用されるようになった」のである。⁽²⁾

本稿では C.R.Schmidt の所説に拠り、スイスに

(1) 「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」、企業会計審議会、1999年1月22日。

(2) 古賀智敏著、『デリバティブ会計〔第2版〕』、森山書店、1999年、61頁、332頁。

において先物・オプション等のデリバティブを利用したヘッジ会計の状況をみていくことにする。⁽³⁾ まず、本章に続く第二章ではヘッジ取引をマイクロ、ポートフォリオ、マクロの三つのレベルで捉え、ヘッジのレベルとヘッジ対象との関連を明らかにしている。次いで、第三章ではヘッジ会計の方法に加え、ヘッジ取引の認識と評価を説明し、第四章ではヘッジ取引の開示問題を検討している。そして、最後に第五章では本稿を要約し、結びに代えている。

II ヘッジ取引の基礎理論

デリバティブは確定的な商品 (Deterministische Instrumente) と選択的な商品 (Optionale Instrumente) とに分類される。確定的な商品の場合、売り手、

買い手は商品の提供、買取りを義務づけられるのに対し、選択的な商品の場合、買い手がオプションを行使する限り、売り手、買い手に商品の提供、買取りの義務が生じる。このような基準により、デリバティブを分類すれば、「図1」の通りになる。⁽⁴⁾

ところで、リスクを広義に解釈すれば、一定の価値のボラティリテート (Volatilität) と解され、環境の消極的な変化、有利な展開いづれも考慮される。それに対して、リスクを狭義に解釈すれば、「環境情勢、経営情勢の変化に基づき、企業の資産状況、財務状況、収益状況のありうる悪化に限定される。」本稿ではリスクを狭義に解している。⁽⁵⁾

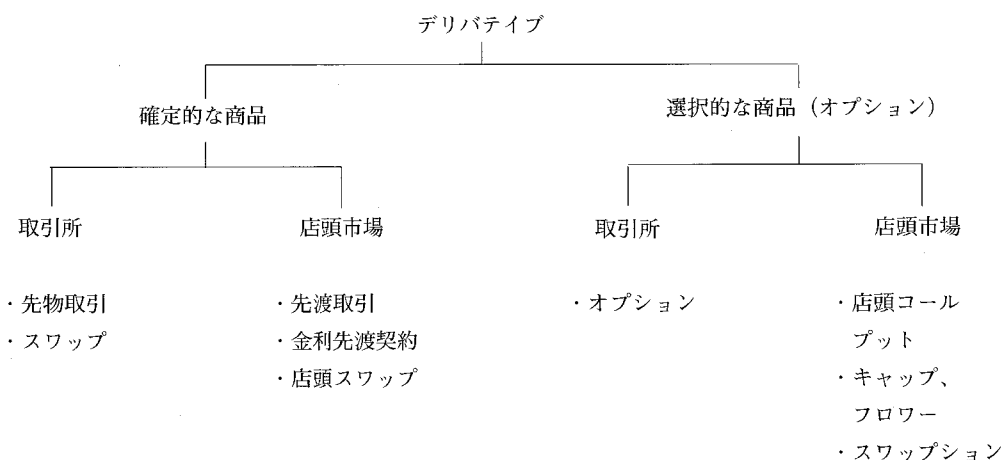


図1 デリバティブの分類

また、収益リスク (Ertragsrisiko) は信用リス

(3) C. R. Schmidt, *Hedge Accounting mit Optionen und Futures*, Zürich, 1996.

(4) C. R. Schmidt, a. a. O., S. 28.

(5) C. R. Schmidt, a. a. O., S. 41. なお、古賀教授は広義のリスク説を両側リスク観、狭義のリスク説を片側リスク観として説明されている。古賀智敏著、前掲書、13頁、100頁。

(6) C. R. Schmidt, a. a. O., S. 44.

ク (Kreditrisiko) と市場リスク (Marktrisiko) とに分類される。信用リスクは債務者の支払能力からのリスクの発生であり、市場リスクは市場の価格変動に基づくリスクの発生であり、デリバティブの範囲では市場リスクがとくに重要である。ここで、市場リスクとは「市場の価格変動に基づき、企業の資産状況、財務状況、収益状況の悪化のリスク」と定義され、次頁の「図2」のように分類される。⁽⁶⁾

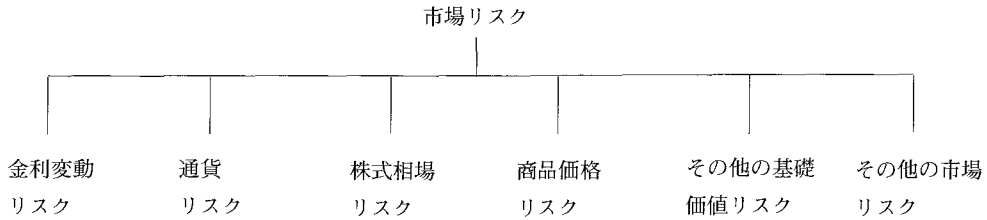


図2 市場リスクの分類

「図2」において、たとえば、金利変動リスク (Zinsänderungsrisiko) は金利の変動に基づき、企業の資産状況、財務状況、収益状況の悪化のリスクと解され、通貨リスク (Währungsrisiko) は国内通貨と外国通貨との間の交換比率の変動に基づき、企業の資産状況、財務状況、収益状況の悪化のリスクと解される。以下、株式相場リスク (Aktienkursrisiko)、商品価格リスク (Preisrisiko von Waren) 等も同様に解される。

市場リスクの担保あるいは減少に関連して、ヘッジ取引が行われる。「ヘッジは取引の承諾 (Eingehen) を含んでいる。ヘッジは正味項目、したがって、存在している項目、将来の項目の価格リスクならびに市場リスクを減少するために適切であり、ふせぐために適切である。」⁽⁷⁾ リスク管理のためにヘッジ取引を行う場合、次の五つの問題が検討されなければならない。⁽⁸⁾

(1) 基礎項目において予想される市場の展開により、ヘッジャー (Hedger) はどのようなリスクにさらされているか。

(7) C. R. Schmidt, a. a. O., S. 54.

(8) C. R. Schmidt, a. a. O., S. 55.

(9) 相関関係およびヘッジ比率について、次を参照されたい。Harold Biermann, Jr., L. Todd Johnson, D. Scott Peterson, Hedge Accounting: An Exploratory Study of the Underlying Issues FASB, 1991, p. 71. 白鳥庄之助・大塚宗春・富山正次・石垣重男・篠原光伸・山田辰巳・小宮山 賢訳、『ヘッジ会計 [増補版]—基本問題の探究』、中央経済社、1997年、85頁～86頁。

(10) C. R. Schmidt, a. a. O., S. 205.

(11) C. R. Schmidt, a. a. O., S. 58.

- (2) ヘッジャーはどのようなリスクを負い、どのようなリスクを担保したいか。
- (3) 基礎にある決定分野について、目的に一致する担保戦略 (Absicherungsstrategie) が決定されなければならない。ヘッジ戦略 (Hedgingstrategie) はリスク担保の種類、範囲、時点、経過を決定する。
- (4) 担保要請の決定のあと、ヘッジャーは適切な担保商品を選択しなければならない。担保商品の品質は相関関係によって述べられる。関連して、担保のために必要な契約数 (ヘッジ比率) が決定されなければならない。⁽⁹⁾
- (5) 最終的に、経過期間中、継続的な監視がヘッジの成功あるいは失敗に決定的である。したがって、重要な要素の変更の場合、ヘッジの調整が直ちに行われる。

ところで、ヘッジ戦略の選択の場合、どのようなレベルで、どのような対象にヘッジ取引が行われるかを考慮しなければならない。まず、ヘッジ取引がどのようなレベルで行われるかにより、マイクロヘッジ (Micro-Hedging)、ポートフォリオヘッジ (Portfolio-Hedging)、マクロヘッジ (Macro-Hedging) に分類される (次頁、「図3」参照)。⁽¹⁰⁾

- (1) ミクロヘッジの場合、個々の取引毎にヘッジ取引が行われる。「基礎取引 (Grundgeschäft) の市場リスクは通常、容易に正確に数量化され、担保取引 (Sicherungsgeschäft) はこのリスクに正確に調整される。」⁽¹¹⁾ ここで、基礎取引と担保取引との相関関係にも拘わらず、基礎取引を企業の全体リスクとは切り離して考慮しないことが重要である。

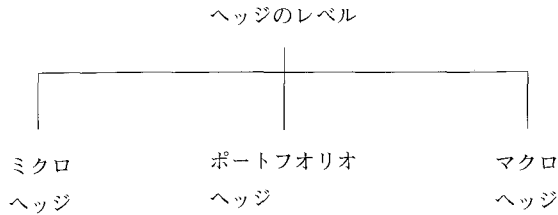


図3 ヘッジのレベル

- (2) マクロヘッジの場合、企業の全体的なエクスポージャから生じるリスクが担保される。したがって、マクロヘッジはコーポレートヘッジ (Corporate-hedging) とも呼ばれる。マクロヘッジの場合、基礎取引と担保取引の個々の要素は明確に分類されない。なぜなら、あらゆるヘッジ要素が相互に担保されているからである。
- (3) ポートフォリオヘッジはマクロヘッジの下位グループにある。ポートフォリオヘッジの場合、リスク調和的な取引が一つのグループにまとめられ、グループの正味エクスポージャが決定される。

また、ヘッジ対象の選択の場合、ヘッジ取引が存在している項目に行われるか、将来の、計画された項目に行われるかにより、ヘッジ取引を有高ヘッジ (Bestands Hedge)、先取りヘッジ

(Antizipative Hedge)、戦略的ヘッジ (Strategische Hedge) に分類することもできる。有高ヘッジの場合、存在している項目にヘッジ取引を行うものであり、伝統的なデリバティブ市場において重要であった。しかし、「ヘッジの最も大きな活用は計画された取引の担保にある。」⁽¹²⁾ 将来の、計画された取引はマイクロヘッジに関連して、先取りヘッジが行われ、ポートフォリオヘッジやマクロヘッジに関連して、戦略的ヘッジが行われる。戦略的ヘッジは将来の個別項目に関連するのではなく、計画されたポートフォリオならびに企業の将来の全体的な状況に関連している。

最後に、マイクロヘッジ、ポートフォリオヘッジ、マクロヘッジのヘッジレベルの問題と、有高ヘッジ、先取りヘッジ、戦略的ヘッジのヘッジ対象との関連を整理すると、「表1」の通りになる。

表1 ヘッジレベルとヘッジ対象との関連

ヘッジ対象 ヘッジレベル	有 高 ヘ ッ ジ	先 取 り ヘ ッ ジ	戦 略 的 ヘ ッ ジ
ミ ク ロ ヘ ッ ジ	○	○	
ポ ー ト フ ォ リ オ ヘ ッ ジ	○		○
マ ク ロ ヘ ッ ジ	○		○

Ⅲ ヘッジ取引の認識と評価

ヘッジ会計の目的は企業のヘッジ活動を財務諸表の上に適切に表わすことにある。ヘッジ活動が

(12) C. R. Schmidt, a. a. O., S. 70.

ら生じるリスクの補償を適切に表わす方法として、これまで繰延ヘッジ会計 (Deferral Hedge Accounting) と時価ヘッジ会計 (Mark-to-Market Hedge Accounting) の二つの基本的な形態が唱えられている。まず、繰延ヘッジ会計と時価ヘッジ会計の特徴から述べていくことにする。⁽¹³⁾

1. 繰延ヘッジ会計

繰延ヘッジ会計は次の二点によって特徴づけることができる。

(1) 基礎取引の実現時点に、基礎取引、担保取引の成果の実現

基礎取引や担保取引からの実現・未実現の利益・損失は当初、考慮されず、貸借対照表上、繰延べられる。基礎取引の満期、決済あるいは実現時点、対向する取引の解消 (Auflösung) から利益・損失は実現し、繰延項目も解消する。

(2) 損益計算書における純額表示

基礎取引、担保取引からの利益・損失は成果受取り時点に相殺され、そのような利益・損失は損益計算書上、基礎取引を単位として開示される。

2. 時価ヘッジ会計

時価ヘッジ会計も次の二点によって特徴づけることができる。

(1) 基礎取引、担保取引の市場価値評価

基礎取引、担保取引いずれも市場価値で評価される。すなわち、基礎取引、担保取引の実現・未実現の価値変動は成果作用的に直ちに記録される。

(2) 損益計算書における純額表示

基礎取引、担保取引から利益・損失は相殺され、そのような利益・損失は損益計算書上、基礎取引を単位として開示される。

また、繰延ヘッジ会計と時価ヘッジ会計とを結びつけ、混成アプローチ (Hybrid approach) が提案される。混成アプローチとは「基礎取引の評価への担保項目の評価の適応である。」⁽¹⁴⁾したがって、基礎取引が取得原価で評価されるなら、担保取引も取得原価で評価され、基礎取引が市場価値で評価されるなら、担保取引も市場価値で評価されることになる。その他、繰延ヘッジ会計、時価ヘッジ会計を基本的な形態として、有効ヘッジ会計 (Effectiveness Hedge Accounting)、ポートフォリオヘッジ会計 (Portfolio Hedge Accounting)、限定有効ヘッジ会計 (Limited Effectiveness Hedge Accounting) 等の特殊な形態が展開されている。⁽¹⁵⁾

(1) 有効ヘッジ会計によれば、利益と損失とを比較し、利益超過分あるいは損失超過分のみが市場価値変動の時点に成果作用的に認識されなければならない。

(2) ポートフォリオヘッジ会計は繰延ヘッジ会計の一変形である。ポートフォリオヘッジ会計によれば、基礎取引と担保取引とは一グループに要約され、全体として低価原則が適用される。

(3) 限定有効ヘッジ会計によれば、利益と損失とを比較し、損失超過分はつねに記録されなければならない。しかし、利益超過分が発生している場合、基礎取引が取得原価で評価されているとき、利益超過分は考慮されず、基礎取引が時価によって評価されているとき、利益超過分は成果作用的に記録されることになる。

(13) C. R. Schmidt, a. a. O., S. 106—S. 107.

(14) C. R. Schmidt, a. a. O., S. 107.

(15) C. R. Schmidt, a. a. O., S. 107—S. 108. なお、古賀教授は FASB の唱えるヘッジ会計のアプローチとして、市場価値評価 (時価ヘッジ) 会計、全体有効ヘッジ会計、部分有効ヘッジ会計の特徴を比較・対照されている。古賀智敏著、前掲書、150 頁。

(16) C. R. Schmidt, a. a. O., S. 109.

次に、株式のプット・オプションを事例にして、ヘッジ会計の各方法の特徴・相違をみていくことにする。⁽¹⁶⁾

【事例 1】プット・オプションを利用した株式の担保

ある会社は100SBG-無記名株式を有するが、株

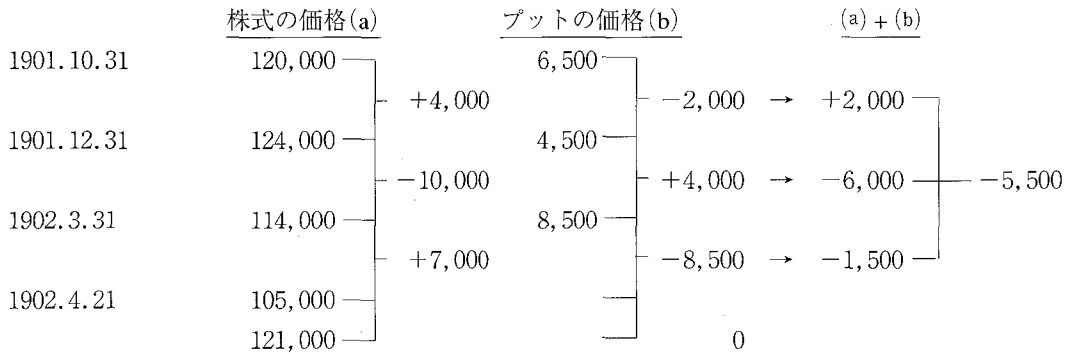
式について短期的に相場の著しい下落を予想している。

- 1) 株式の市場価値は1901年10月31日、1,200スイス・フランであり、帳簿価値にも一致している。
- 2) 会社は100 (=20契約) SBG-SOFFEX プットを65スイス・フランで購入する。行使価格は1,210スイス・フラン、満期日は1902年4月21日である。
- 3) 1901年12月31日 (決算日)、SBG-株式の市場価値は予想と異なり1,240スイス・フランに上昇する。プットの価格は45スイス・フランに下落する。
- 4) 1902年3月31日、株価は予想通り1,140スイ

ス・フランに下落する。したがって、プットの価格は85スイス・フランに上昇する。

- 5) 1902年4月21日、株式の市場価値は1,050スイス・フランである。
- 6) 会社は株式の売却権を行使し、SBG-株式を1,210スイス・フランの行使価格で売却する。
- 7) ヘッジ取引の締結がなければ、会社は15,000スイス・フランの損失を被ることになるが、ヘッジ取引の締結により、損失を5,500スイス・フランに減少している。

株式の価格、プットの価格の変動を示せば、次の通りである。



$$* 121,000 - 120,000 = 1,000 \quad 6,500 - 1,000 = 5,500$$

[事例1] について、ヘッジ会計の各方法は次頁の「表2」の通り記録される。(17)

ところで、スイスでは1995年2月、銀行指令が改正され、デリバティブについて新たな評価規定を設けている。改正銀行指令 (Revidierte Bankenverordnung) によれば、取引締結の動機 (beim Geschäftsabschluss verfolgte Motiv) に応じて、項目は三区分別され、各々、評価規定を次の通り定めている。(18)

1. 取引項目 (Handelsposition)

銀行が自己のリスクで売買し、意識的に項目リスクを負う営業事象を取引項目としている。

取引項目は基本的に市場価値によって評価されなければならない。

2. 投資ならびに戦略的な項目 (Anlage bzw strategische Position)

銀行により、長期的に投資されたデリバティブは低価原則によって評価されなければならない。

3. 担保項目 (Sicherungsposition)

担保目的に投資されたデリバティブは基礎取引に類似して、規定1 (取引項目) か規定2 (投資ならびに戦略的な項目) にしたがって評価されなければならない。担保商品と担保される項目との間で、相関関係の欠如から生じる担保取引からの損失は成果作用的に直ちに記録されなければならない。

(17) C. R. Schmidt, a. a. O., S. 110.

(18) C. R. Schmidt, a. a. O., S. 124-S. 125.

表2 ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	1901.12.31 年度末	1902.3.31 四半期末	1902.4.21 ブット行使
繰延ヘッジ会計			
株式に記録された成果	0	0	0
オプションに記録された成果	0	0	5,500
有価証券損益の純額表示	0	0	5,500
時価ヘッジ会計			
株式に記録された成果	(4,000)	10,000	1,500
オプションに記録された成果	2,000	(4,000)	0
有価証券損益の純額表示	(2,000)	6,000	1,500
有効ヘッジ会計			
株式に記録された成果	(2,000)	6,000	1,500
オプションに記録された成果	0	0	0
有価証券損益の純額表示	(2,000)	6,000	1,500
ポートフォリオヘッジ会計			
株式に記録された成果	0	4,000	1,500
オプションに記録された成果	0	0	0
有価証券損益の純額表示	0	4,000	1,500
限定有効ヘッジ会計			
株式に記録された成果	0	4,000	1,500
オプションに記録された成果	0	0	0
有価証券損益の純額表示	0	4,000	1,500
ヘッジ会計を適用しない場合			
株式に記録された成果	0	6,000	0
オプションに記録された成果	2,000	0	(2,500)

また、スイス会計基準審議会（Fachkommission für Empfehlungen zur Rechnungslegung）も草案第10号においてデリバティブの評価規定を定めている。スイス会計基準審議会も改正銀行指令とほぼ同様、取引の動機に応じて取引項目、担保項目、その他の動機に三区分し、各々、評価規定を定めている。⁽¹⁹⁾そこで、デリバティブを利用したヘッジ取引について、スイスの国内規定と国際会計基準、米国会計基準とを一覧表示すれば、次頁の

「表3」の通りになる。⁽²⁰⁾

C. R. Schmidtによれば、「貸借対照表上の写像は経済的に合理的なリスク構造に指向する要請から明らかになる。」⁽²¹⁾したがって、どのようなレベルで、どのようなヘッジが行われるかを考慮し、ヘッジ会計の基準も確立しなければならない。換言するなら、「図3」において示したように、マイクロヘッジ、ポートフォリオヘッジ、マクロヘッジの各レベルで行われるヘッジ活動により、ヘッジ取引の評価も考慮しなければならない。

(19) C. R. Schmidt, a. a. O., S. 127-S. 129.

(20) C. R. Schmidt, a. a. O., S. 153.

(21) C. R. Schmidt, a. a. O., S. 155.

表3 ヘッジ取引の貸借対照表作成規定および評価規定の国際比較

オプション、先物を利用したヘッジ取引の 貸借対照表作成規定および評価規定	債 務 法	銀行指令	スイス会計 基準審議会	国際会計基準	米国会計基準
一般原則					
真実・公正な概観ならびに公正な表現	K	V	V	V	V
経済的考察法	A	V	V	V	V
原則的な相殺禁止	V	V	V	V	V
デリバティブ商品を明確に規定	K	V	V	V	A
特別規定					
ヘッジ会計に確定した一般的な許容前提	K	A	K	V	V
先取りヘッジについて追加的な許容前提	K	K/A	K	V	V
戦略的ヘッジについて追加的な許容前提	K	K/A	K	N	N
オプションについて別の規定	K	K/A	K	V	V
先物について別の規定	K	K/A	K	K	V
市場リスクの明確な定義	K	K	K	V	V
マイクロヘッジについて特別規定	K	K	K	K	K
ポートフォリオヘッジについて特別規定	K	K	K	A	K/N
マクロヘッジについて特別規定	K	K	K	A	N
ヘッジ会計の方法	K	V	V	V	V
クロス・ヘッジ	K	K	K	V	V/N
スプリット・ヘッジ	K	K/A	K	V	V
V	明確な規定				
A	付加的に確定				
K	規定なし				
N	認められない				

以下、マイクロヘッジを中心に説明していくことにするが、マイクロヘッジの場合、まず、有高ヘッジと先取りヘッジとに分け、評価問題を考えなければならない（「表1」参照）。⁽²²⁾

(1) 有高ヘッジ

有高ヘッジにおいて、混成アプローチが適用される。ヘッジ会計の方法の選択のため、とくに市場価値変動リスク(Marktweränderungsrisiko)、金利差リスク(Zinsspannenrisiko)が担保されるかどうか重要である。その際、次の三つのケースに区分されなければならない。

(a) 市場価値変動リスクのヘッジ

：市場価値による基礎取引の評価
担保される項目が市場価値によって評

価されるなら、担保商品にも市場価値は適用されなければならない。二つの取引の利益と損失は発生時点で成果作用的に基礎取引の成果勘定に記録される。

(b) 市場価値変動リスクのヘッジ

：償却額を控除し、低価、最高限度価値、取得原価による基礎取引の評価

基礎取引、担保取引に市場価値評価が認められないなら、繰延ヘッジ会計が適用される。あるいは、繰延ヘッジ会計の一変形であるポートフォリオヘッジ会計が適用される。したがって、基礎取引と担保取引とは一グループとして低価原則にしたがって評価される。

(22) C. R. Schmidt, a. a. O., S. 179-S. 186.

(c) 金利差リスクのヘッジ

利子付きの項目が金利差リスクに対して担保されるなら、利子付きの項目は取得原価によって記録される。基礎取引が担保されるべき項目の利子収益、利子費用として解釈されるなら、ポートフォリオヘッジ会計が適用される。したがって、将来の利子収益の増加、利子費用の減少の現在価値は担保取引の価値変動と比較されなければならない。そこで計算される損失超過分は成果作用的に直ちに記録される。また、限定された価値変動は基礎取引に対する修正として、基礎取引の残余経過期間に償却されなければならない。

(2) 先取りヘッジ

先取りヘッジの場合、繰延ヘッジ会計が適用される。ここで、担保商品の貸借対照表記入や評価の場合、次の二つの局面に区分されなければならない。

・局面1

：基礎取引の完了（Abschluss）までに、担保取引の開始

基礎取引が完了する時点まで、担保商品の価値変動は成果中立的に限定される。

・局面2

：基礎取引の完了

基礎取引の完了時点で、担保取引が満期でないなら、担保取引はヘッジ戦略の目的にしたがって決済され、実行される。

(a) 市場価値変動リスクのヘッジ

基礎取引の完了の場合、担保取引の成果は取得原価の構成要素を形成し、取得原価と直接、相殺される。

(b) 金利差リスクのヘッジ

限定された担保成果は基礎取引の残余経過期間に成果作用的に償却される。

このように、マイクロヘッジの場合、有高ヘッジと先取りヘッジとに区分し、さらに有高ヘッジは市場価値変動リスクと金利差リスクヘッジとに区分しなければならない。市場価値変動リスクのヘッジには混成アプローチが適用され、金利差リスクのヘッジにはポートフォリオヘッジ会計が適用され、また、先取りヘッジには繰延ヘッジ会計が適用される。このことはポートフォリオヘッジやマクロヘッジにも妥当する。ただし、ポートフォリオヘッジやマクロヘッジは多数の取引あるいは取引全体から構成され、個々の基礎取引と担保取引との相関関係は稀薄になり、ヘッジの有効性の判定も困難になる。したがって、ポートフォリオを構成する取引の基礎取引への帰属は次の二つの分類基準のいずれかを用いて行われることになる。⁽²³⁾

(1) ポートフォリオにおいて、個々、担保される取引の重要性にしたがった分類

(2) ポートフォリオにおいて、個々、担保される取引の場合、実際に生じる価値変動にしたがった分類

IV ヘッジ取引の開示

改正銀行指令および銀行委員会指針（Richtlinie der Bankenkommision）では附属説明書においてデリバティブの開示が要求されている。附属説明書において少なくとも次のことが記載されなければならない。⁽²⁴⁾

1. 営業活動の説明、被雇用者数の記載
2. 貸借対照表作成原則、評価原則の記載
3. 貸借対照表の個別項目の情報
4. オフバランス取引の情報
5. 損益計算書の個別項目の情報
6. 発生しうる、きわめて重要な記載、解説、理由づけ

このうち、デリバティブの開示と特に関連するのは「2. 貸借対照表作成原則、評価原則の記載」および「4. オフバランス取引の情報」である。「2. 貸借対照表作成原則、評価原則の記

(23) C. R. Schmidt, a. a. O., S. 188.

(24) C. R. Schmidt, a. a. O., S. 220—S. 224.

載]において、オフバランス項目に適用された貸借対照表作成原則、評価原則が記載されなければならない。また、市場リスク、信用リスク等のリスク管理の説明もここで行われなければならない。さらに、「4. オフバランス取引の情報」において、「年度末に未決済のデリバティブの説明が積極的・消極的な再調達価値の記載の下で要求

され、契約量の記載の下で要求されている。デリバティブは金融商品の種類により、基礎価値により、さらに証券取引所および証券取引所外で取引される契約により分類されなければならない。」かかるデリバティブ取引の情報は「表4」の形式で提供されている。⁽²⁵⁾

表4 銀行委員会指針の表Lによる未決済のデリバティブ

		再 調 達 価 値		契 約 量
		積 極 的	消 極 的	
金利商品	金利先渡契約を含めて先物契約 スワップ 先物 オプション (店頭) オプション (取引所)			
外国為替	先物契約 先物 オプション (店頭) オプション (取引所)			
貴金属	先物契約 先物 オプション (店頭) オプション (取引所)			
株式/株価指数	先物契約 先物 オプション (店頭) オプション (取引所)			
その他	先物契約 先物 オプション (店頭) オプション (取引所)			
合計	報告年度 前年度			

しかし、C. R. Schmidtによれば、改正銀行指令および銀行委員会指針が要求するデリバティブの開示は次のような短所を有している。⁽²⁶⁾

- (1) 市場リスクおよび市場エクスポージャについて定量的な記載が要求されていない。
- (2) 改正銀行指令においてデリバティブの純額一再調達価値 (Netto-Wiederbeschaffungswert) の

記載が要求されている。しかし、「リスク減少の正確な規定は難しく、純額一再調達価値に主観的な性格を与える。したがって、市場価値に一致する総額一再調達価値 (Brutto-Wiederbeschaffungswert) の開示が追加的に要求される。」

- (3) 補足的な、自発的な情報がなければ、ほとんどのデリバティブについて貸借対照表読者は理解することができない。
- (4) 投機取引や担保取引の投入について定量的な記載が要求されていない。

(25) C. R. Schmidt, a. a. O., S. 222.

(26) C. R. Schmidt, a. a. O., S. 226-S. 228.

(5) 特に先取りヘッジ、戦略的ヘッジの場合、将来の補償的な項目の数量化の困難さについて、制限された成果の記載が債権者保護の観点から望ましい。

改正銀行指令および銀行委員会指針の上記の短所を補うべく、C.R.Schmidt はデリバティブ開示

の提案を行っている。C.R.Schmidt はまず、附属説明書において未決済のデリバティブの開示を「表5」のように提案している。⁽²⁷⁾「表5」においてデリバティブの総額—再調達価値、市場価値、帳簿価値を開示し、さらに、デリバティブをヘッジ戦略と投機取引および商品取引とに分類している。

表5 未決済のデリバティブ取引の範囲

		市場価値ならびに 総額再調達価値				帳簿価値			
		積極的		消極的		積極的		消極的	
		ヘッジ	投機	ヘッジ	投機	ヘッジ	投機	ヘッジ	投機
金利商品	先物契約								
	スワップ								
	先物								
	オプション (店頭)								
	オプション (取引所)								
外国為替	先物契約								
	先物								
	オプション (店頭)								
	オプション (取引所)								
貴金属	先物契約								
	先物								
	オプション (店頭)								
	オプション (取引所)								
株式/株価 指数	先物契約								
	先物								
	オプション (店頭)								
	オプション (取引所)								
その他	先物契約								
	先物								
	オプション (店頭)								
	オプション (取引所)								
合計	報告年度								
	前年度								

「表5」から、貸借対照表読者は次のことを判定することができる。⁽²⁸⁾

(1) 担保商品の市場価値と帳簿価値との差額は限

(27) C. R. Schmidt, a. a. O., S. 254.

(28) C. R. Schmidt, a. a. O., S. 254—S. 255.

定された、成果作用的に考慮されない利益・損失に一致する。これにより、損益計算へのヘッジ会計の影響を見積もることができる。

- (2) 投機的な項目において秘密準備金が開示されることになる。ヘッジ商品の市場価値と帳簿価値との積極的な差額は秘密準備金として解釈されない。なぜなら、この秘密準備金は基礎取引において予測しえない金額で膨らむ損失を補填するからである。
- (3) 総額一再調達価値と純額一再調達価値との同時的な記載は先物項目のネットイニング協定(Netting-Vereinbarung) および利益 (Margin) の程度を示し、信用リスクの判定を可能にする。
- (4) 財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board) より、将来キャッシュ・フローについて市場価値の開示が強調されている。市場

価値は将来の支払能力の現在価値を表わし、さらに企業の支払能力 (Solvabilität) の指標としても役立つからである。

また、市場リスクの測定は全体企業レベルにおいて行われる。市場リスクの例として金利変動リスクを考えるなら、「金利変動リスクは収益リスクと資産リスクとに分けられる。二つの構成要素についていろいろな数量化概念が存在している。したがって、金利変動エクスポージャについて包括的な表示概念の目的は二つの構成要素を把握し、開示することでなければならない。」⁽²⁹⁾

まず、収益リスクの測定のため、利子拘束貸借対照表 (Zinsbindungsbilanz) の作成が提案されている。利子拘束貸借対照表は確定利子リスクを測定し、確定利子項目を利子適合期間 (Zinsan-

表6 附属説明書における利子拘束貸借対照表

	報告時点	1ヶ月後	3ヶ月後	1年後	5年後
確定金利貸借対照表借方項目					
.....					
合計					
確定金利貸借対照表貸方項目					
.....					
合計					
未決済の貸借対照表確定金利項目					
確定金利オフバランス借方項目からの債権					
決定的な商品					
選択的な商品					
確定金利オフバランス貸方項目からの債務					
決定的な商品					
選択的な商品					
トータルの未決済の確定金利項目					
累積的な未決済の確定金利項目					

passungstermin) に応じて期間ラスタ (Zeitraster)

に分類している。したがって、「表6」のような利子拘束貸借対照表が提案される。⁽³⁰⁾

(29) C. R. Schmidt, a. a. O., S. 261.

次に、資産リスクの測定のため、デュレーション (Duration) の概念が提案されている。⁽³¹⁾デュ

(30) C. R. Schmidt, a. a. O., S. 261.

レーションは確定利子項目の平均的な資本拘束期間を表わすものであり、買建て項目 (Long Position) と売建て項目 (Short Position) とに分類された金利感応的な (zinsensitive) 貸借対照表項目、オフバランス項目について修正デュレ

ーション (Modified Duration) が提案されている。

自己資本のデュレーションへの先物項目の影響は「表7」のように開示されている。⁽³²⁾ここで、自己資本は資産の現在価値と負債の現在価値との差額として定義されている。

表7 全体企業レベルにおいてデュレーション法の開示

	借方項目の修正 デュレーション	債務の修正 デュレーション
現金項目 現金項目のデュレーション		
先物項目のない自己資本のデュレーション		
先物項目 — 決定的な商品 — 選択的な商品 先物項目のデュレーション		
現金項目と先物項目のデュレーション		
先物項目を有する自己資本のデュレーション		

さらに、附属説明書における追加的な情報により、先取りヘッジ、戦略的ヘッジの予測を貸借対照表読者に可能にする。追加的な情報として、次のような特別の開示が提案されている。⁽³³⁾

- (1) 将来の取引の特徴
- (2) デリバティブ担保商品に限定された、考慮されない価値変動の記載
- (3) 将来の取引が展開され、予想される期間

- (4) 将来の取引の担保のため、投入されるデリバティブの種類と基礎価値

最後に、デリバティブを利用したヘッジ取引の開示について、スイスの国内規定と国際会計基準、米国会計基準とを一覧表示すれば、次頁の「表8」の通りになる。⁽³⁴⁾

V おわりに

経済的に合理的なリスク構造に指向する貸借対照表上の写像の要請から、C. R. Schmidt はヘッジ会計の問題に取り組んでいる。C. R. Schmidt はまず、リスク概念を明らかにし、次いで、ヘッジ取引の認識、評価、開示の問題を検討している。したがって、C. R. Schmidt は債務法や改正銀行指令

(31)デュレーションの算定について、次を参照されたい。

J. Hull, Introduction to Futures and Options Markets, Prentice-Hall, Inc., 1991, p.125-p.126. 三菱銀行商品開発部訳、『デリバティブ入門』、金融財政事情研究会、1994年、181頁～182頁。

(32)C. R. Schmidt, a. a. O., S. 263.

(33)C. R. Schmidt, a. a. O., S. 267.

(34)C. R. Schmidt, a. a. O., S. 246.

表8 ヘッジ取引について国内の開示規定と国際的な開示規定との比較

デリバティブを利用したヘッジ取引の開示規定	債務法	銀行指令	スイス会計 基準審議会	国際会計基 準	米国会計基 準
定性的な記載					
貸借対照表作成原則・評価原則	A	V	V	V	V
投入方法の記述	K	V	K	E	V
リスク・マネージメントの解説	K	V	K	E	K
信用リスク・信用エクスポージャ	K	K	K	V	V
金利変動リスク・金利変動エクスポージャ	K	K	K	E	V
通貨リスク・通貨エクスポージャ	K	K	K	E	V
他の市場リスク・市場エクスポージャ	K	K	K	E	V
先取りヘッジの特別の記載	K	K	K	V	V
定量的な記載					
担保商品と投機商品へのデリバティブの識別	K	K	K	A	A
基礎価値の種類による分類	K	V	A	A	A
商品の種類による分類	K	V	K	A	A
契約量	K	V	V	V	V
契約条件と他の重要な特徴	K	K	K	A	E/V
市場価値(総額-再調達価値)	K	K	K	K	K
純額再調達価値と帳簿価値との対照	K	K	K	V	V
信用リスク・信用エクスポージャ	K	V	V	A	A
金利変動リスク・金利変動エクスポージャ	K	K	K	V	E
通貨リスク・通貨エクスポージャ	K	K	K	K/V	E
他の市場リスク・市場エクスポージャ	K	K	K	K	E
V A E K	明確な規定 付加的あるいは部分的に要求 勧告 勧告・規定なし				

等のスイスの国内規定の解説ではなく、それらへの提案を行っている。本稿で述べてきたところを以下、要約していくことにする。

- (1) 第二章ではまず、デリバティブにおいて重要である市場リスクを規定し、市場リスクを減少するためのヘッジ戦略を示している。さらに、ヘッジ取引をマイクロ、ポートフォリオ、マクロの三つのレベルで捉え、ヘッジのレベルとヘッジ対象である有高ヘッジ、先取りヘッジ、戦略的ヘッジとの関連を明らかにしている。
- (2) 第三章ではまず、ヘッジ活動から生じるリスクを補償するためにヘッジ会計の方法を説明し、例示している。さらに、リスク構造に基づくヘッジ取引の評価の要請から、マイクロヘッジ

の場合、有高ヘッジには混成アプローチ、ポートフォリオヘッジ会計が適用され、先取りヘッジには繰延ヘッジ会計が適用されることを提案している。

- (3) 第四章ではまず、改正銀行指令および銀行委員会指針に拠る附属説明書の記載事項を検討し、問題点を指摘している。そして、改正銀行指令および銀行委員会指針の規定に代わり、「表5」において未決済のデリバティブ取引の範囲を示し、さらに、収益リスクの測定のために利子拘束貸借対照表の作成を提案し、資産リスクの測定のためにデユレーション法の開示を提案している。

スイスの金融・証券の分野において銀行の存在

は大きい。デリバティブやヘッジの規定についても当然、債務法より改正銀行指令、銀行委員会指針の方が詳しい。しかし、国際会計基準の適用企業が世界で最も多いのもスイスであり、デリバティブやヘッジの規定について国際会計基準、米国会計基準と改正銀行指令、銀行委員会指針との大きな違いを今後、いかに調整・整備していくかが急務の課題となろう。